

特許と論文審査

知能グループ主査 佐藤誠

知能グループの担当分野

自然言語処理
Webマイニング

ゲーム情報学

認知
知能一般

マルチエージェント

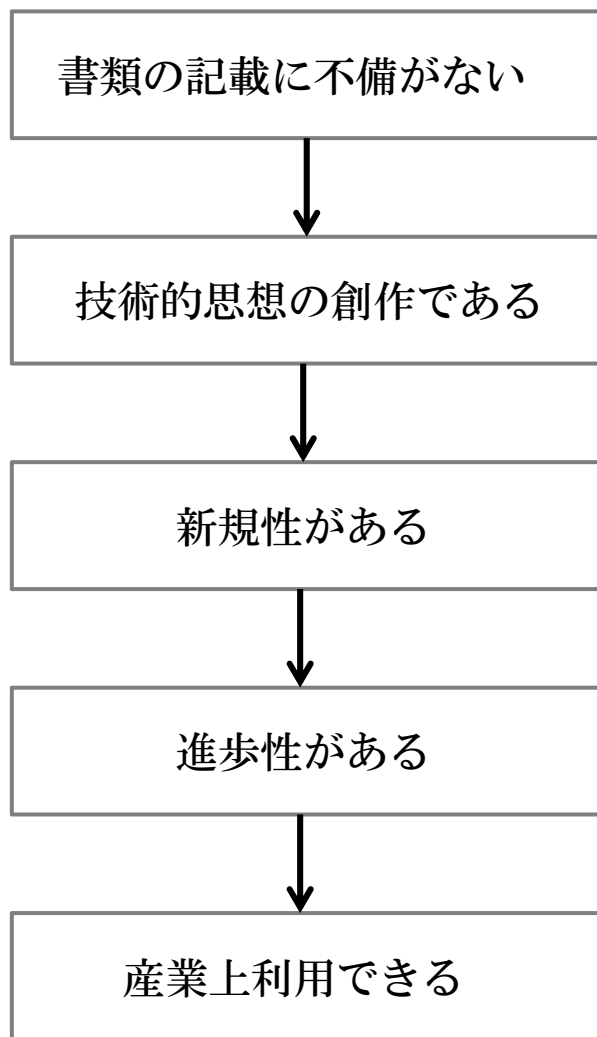
データマイニング
機械学習

発明の特許権

- 発明の定義(特許法)：
 - 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
- 特許要件を満たす発明：
 - 産業上利用できる
 - 新規性がある
 - 進歩性がある (容易に思いつくものではない)
- その他：
 - 公序良俗に反しない
 - 書類に不備がない

特許明細書とClaim

全て満たす



Claim 1:

Aという装置

Claim 2:

A + B という装置

Claim 3:

A + C という装置

Claim 4:

A + B + C という装置

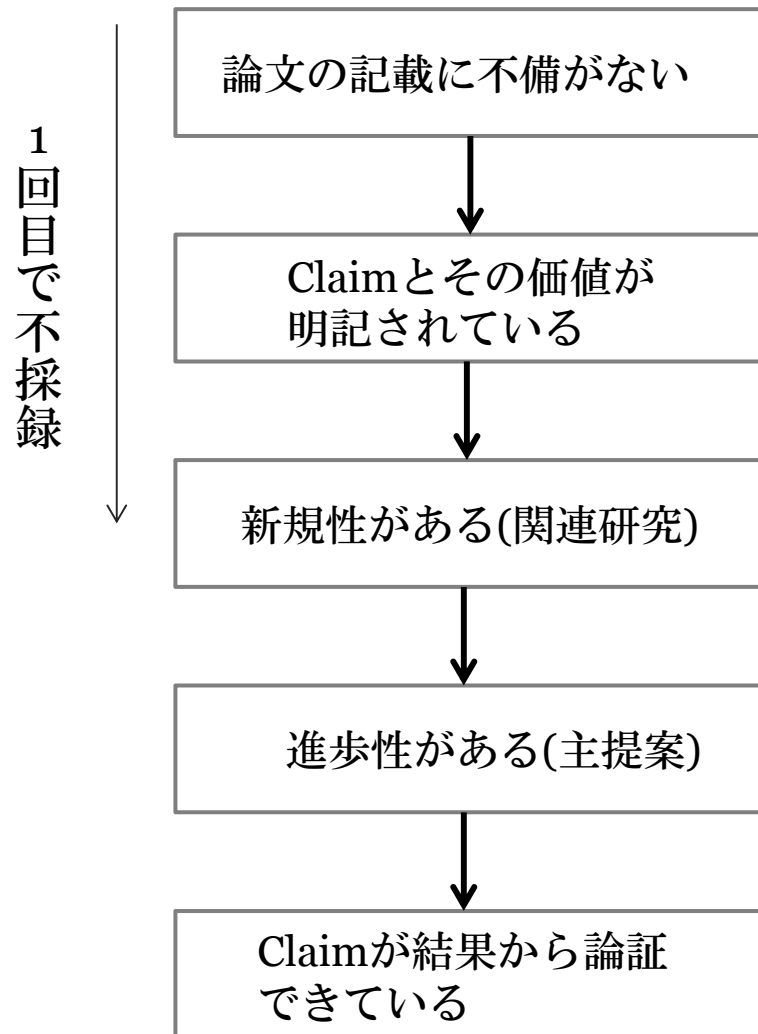
大



小

Claimは階層的

論文査読と学術的知見(Claim)



Claim 1:
Aという知見

Claim 2:
Bという知見

Claim 3:
Cという知見

$V(\text{Paper}) = V(A) + V(B) + V(C)$
If $V(\text{Paper}) \geq 60 \Rightarrow$ 採録

Claimは加算的

技術的思想の創作でなくてもよい
(現象の体系化、発見、考察)

例

- 本論文ではAというアイデアを文書検索に導入
← 査読者：そのアイデアは過去にもある： $V(A) < 60$
(80年代の論文を数件参照してreject)
- Aというアイデアを導入した新しい文書検索アルゴリズムを提案
- Web上のドキュメントに適したアルゴリズムを提案
- 大量の実際のWebデータに適用
+
- 現状のコンピュータでの実行速度を検証。応用システムの可能性、限界を考察

チェックポイント

<著者>

- Claim A, B, Cは書いているか。どれとどれが認められたら60点を超えるか戦略を持っているか？
- この論文で示す結果から論証しようとしているClaimと、その一般的な展開への期待を混同して記載していないか？

<査読者/メタ査読者>

- 減点主義になっていないか。A,B,CのうちCに明らかな間違いがあっても $V(A)+V(B) \geq 60$ ならば採録すべき(Cは削除してもらおう)。